

新型コロナに係るイノベーション創出推進委託（オープンイノベーション型）
仕様書

1 プロジェクト名

【採択者の企画提案書を基に作成】

2 事業の目的

新型コロナウイルス感染症により、企業活動に多大な影響が及んでおり、ベンチャー企業においても、売上が激減するとともに、大企業が業績悪化を理由に大幅に投資を控えるなど、資金調達環境が悪化し、苦しい環境におかれている。

また、国等による既存の支援策は、事業内容に将来性はあるものの創業間もないことから赤字経営が続いている企業や、短期間で大幅に売り上げを拡大していくスタートアップにとって、利用できないものが多い。

一方、新型コロナによりビジネス環境や人々の意識が大きく変化しており、イノベーションによる新たな事業が創出される機会が生まれている。

そこで、新型コロナへの対策として、県民等に求められている「新たな生活様式」の実行・定着に資する、新たなサービスや技術の開発・実装を支援し、ベンチャー企業による県経済の牽引に繋げていく。

3 履行期間

契約締結日から令和3年3月25日まで

4 プロジェクトの概要及び契約終了時における達成目標

【採択者の企画提案書を基に作成】

5 プロジェクトの実施体制及び分担

【採択者の企画提案書を基に作成】

6 開発計画（スケジュール）

【採択者の企画提案書を基に作成】

7 業務の実施にあたって

- (1) 企画提案書をもとに具体的な実施内容を発注者と調整し、実施計画書を作成すること。
- (2) 適宜打合せを実施し、本仕様書に定めがない事項や、内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、発注者の指示に従い事業を進めること。
- (3) 発注者は、業務の委託契約期間中に必要がある場合は、受注者に対し進捗状況の報告を求めることができるものとする。

- (4) 受注者は業務の実施に際しては、関係法令を遵守するとともに、進捗管理、運営管理等を適切に行うこと。トラブル等が発生した場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (5) 業務実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、受注者が責任を負い、その費用を負担するものとする。
- (6) 実証実験を実施する際は、必要な安全措置を講ずること。
- (7) 採択プロジェクトの内容や、あらかじめ届け出た委託事業費の用途を変更する（ただし、対象経費項目の20%以内の軽微な変更を除く）ときは、あらかじめ委託事業変更承認申請書を発注者に提出し、承認を受けること。
- (8) 受注者は、委託事業費をプロジェクトメンバーに適切に分配すること。
- (9) 本業務の履行に際し、業務の遂行上知り得た業務上の秘密は、発注者の了承を得ずに第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならず、この事業の終了後も同様とする。また、個人情報の取扱いについては、契約書別添「個人情報保護に関する特記事項」に基づき取り扱うこと。

8 事業実施報告

本委託業務完了後、令和3年3月25日までに、書面（A4縦、カラー、2部）及び電子媒体（PDF及びWordファイル形式）で事業実施報告書を提出する。

9 報告書提出先

神奈川県産業労働局産業部産業振興課